

新型コロナウイルス感染症に係る予防接種費等 の請求支払業務に関する Q & A

宮崎県国民健康保険団体連合会

○請求に関すること

- Q 1 接種費等の請求タイミングは、いつまでの接種分をいつまでに提出するのですか。
A 1 前月末以前の接種費等を翌月 10 日までに請求ください。
- Q 2 3月接種分を4月に請求できなかった場合、どのように請求するのですか。
A 2 4月接種分と合わせて、5月10日までに本会宛てに請求してください。
この場合、市区町村別請求書は5月請求分に合算してください。
- Q 3 市区町村別請求書は、医療従事者と高齢者・一般を分けて請求するのですか。
A 3 分けて請求してください。
市区町村別請求書に「被接種者区分:1 医療従事者(クーポン券なし) / 2 医療従事者以外(クーポン券あり)」とありますので、該当する方の番号に○を付してください。
- Q 4 請求総括書と市区町村別請求書の様式はどのように入手するのですか。
A 4 V-SYS から出力してください。
- Q 5 予診票はどこに提出するのですか。
A 5 「**住民票所在地外(住所地外)**」分は本会へ提出してください。
「住民票所在地内(住所地内)」分は市町村※へ提出してください。
※市町村が郡市医師会に委託している場合があります。
- Q 6 予診票などの提出物の編綴の順番について、指定はありますか。
A 6 指定があります。提出物の欄に編綴方法を掲載していますので、ご参照ください。
- Q 7 予診票などの提出物の編綴の方法について、指定はありますか。
A 7 指定はありませんが、糊付けはしないでください。
- Q 8 V-SYS から出力した請求総括書、市区町村別請求書に押印は必要ですか。
A 8 不要です。

○予診票の記載に関すること

- Q 9 予診票の住所（市町村）が変更になっていますが、どのように訂正すればよいか。
- A 9 医療従事者の場合は、住所・市町村名・請求先市町村番号を二本線で消して、訂正接種時点の住民票所在地に訂正してください。
一般・高齢者の場合は、変更後の市町村から接種券（クーポン券）の再発行が必要です。市町村にご確認ください。
- Q 1 0 予診のみで接種を行わなかった場合、接種年月日の記載は必要ですか。
- A 1 0 接種年月日には、予診を行った日付を記載してください。
なお、医療従事者の場合は、券種欄の「2」と「ワクチン接種」を二重線で削除した上で、欄外に「1」を記入してください。

○振込に関すること

- Q 1 1 ワクチン接種費等はいつ振り込まれますか。
- A 1 1 ワクチン接種費等の請求月（提出月）の翌々月末までの振り込みになります。
（例）5月請求の場合、7月30日になります。
- Q 1 2 ワクチン接種費等の振り込み用の口座番号等の登録は必要ですか。
- A 1 2 診療報酬や介護給付費等の振込口座を使用しますので、改めて口座番号等を登録する必要はありません。

（令和3年5月7日現在）